

久米中村境外 2ヶ所の屋外堆積場の経過について

1. 概要

飯田市在住の市民2名（以下「当事者」という。）は、飯田市久米中村境1箇所、下中村1箇所、山本1箇所の計3カ所（以下「本件区域」という。）において、平成20年12月頃から一般廃棄物処理業の許可を受けずに廃冷蔵庫及び廃タイヤを収集運搬するとともに、廃冷蔵庫を解体し、断熱材及び廃タイヤを保管しており、一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行ったため、撤去するよう、文書、現地指導、訪問等、再三にわたる行政指導をしてきたが、撤去されることなく現在にいたっている。

その間、何者かによる不法投棄と思われる行為により廃棄物が増加し、生活環境の保全上支障が隣地にも及んでいる。また、久米中村境1箇所の南斜面下の民家住民より、「堆積物の落下が今にも発生するのではないかと日々心配が絶えない」との申し出があり、現地において、堆積物の一部が落下しており、生命、身体及び財産に対し重大な危険を及ぼしている事実を確認した。

これらの事実確認を踏まえ、当事者に対し、平成28年1月29日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の4第1項に基づく全量撤去の措置命令を発出した。

2. 経過

平成20年12月15日	山本久米在住市民より不法投棄の通報を受け、実態を調査した。
平成21年12月14日	「一般廃棄物の取扱いについて（行政指導）」を実施した。
平成22年1月29日	当事者から「全量撤去処理は3年間で行なう」との回答があった。
平成22年8月11日	「一般廃棄物の取扱いについて（行政指導）」を実施した。
平成22年8月～平成24年	当事者から毎月報告された撤去状況報告に対し、行政指導を実施した。
平成25年秋以降	当事者の事情により撤去作業が中断し、何者かによる不法投棄が増加した。
平成28年1月29日	当事者に対して法に基づく撤去措置命令を発出した。

3. 法に基づく措置命令について

(1) 命令の内容

本件区域に保管されている違法な収集に係る一般廃棄物を全量撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

(2) 命令の履行期限

平成28年3月29日までに完了すること。

(3) 命令を行う理由

本件区域で行っている廃冷蔵庫等を収集し、解体し、及び保管する行為は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物の処理基準に適合していない。

久米中村境に積み上げて保管している断熱材は、当該地南側斜面下に落下する可能性が極めて高く、同斜面下に居住している住民の生命、身体及び財産に対し重大な危険を及ぼしていて、生活環境の保全上支障が生じている。

当該断熱材は南信州広域連合火災予防条例に定める指定可燃物に該当し、断熱材に引火した場合はその拡大が速やかで大規模な延焼の可能性があり、消火活動が著しく困難になることが予想される。

また、南信州広域連合火災予防条例が定める貯蔵及び取扱いの技術上の基準並びに指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を満たしていない。

本区域保管の廃タイヤにおいても、害虫の発生等の原因になっており、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある。

4. 今後の対応

措置命令の履行期限までに命令内容が不履行の場合は、措置命令違反による告発を検討する。

5. 今後の防止策

廃棄物処理法に基づく積極的な立ち入り調査を行い、防犯カメラを設置する等監視を強め不法投棄の抑止に努め、現場の状況に応じ速やかに警察署と連携協力し厳正に対処する。

また、法の趣旨を市民に対して啓発を行い、違法行為の排斥の意識浸透を図る。